「特定健診受診のお願い」

を送付します

今回のご案内は、令和6年4月から 令和6年10月末日までに健診を受 けていない、または、当組合の契約 健診(医療)機関以外で受診し、まだ 結果のご提出をいただいていない 40歳から74歳の被扶養者の方を 対象に送付いたします。お手元に通 知が届いた方は、ご自身の健康状態 を把握するためにも、年に一度の特 定健診を受診していただきますよう、 お願いいたします。





①当組合で実施している健康診断は、1年 度1回(4月~翌年3月)の受診です。

②生活習慣病予防健診(B区分、C3区分、 D2区分)、総合健診(日間り人間ドッ ク)、特定健診(E区分)を今年度に 受診予定の方、または受診済の方は、特 定健診の中込みおよび受診することはで きません。

※すでに生活習慣病予防健診、総合健診 (日帰り人間ドック) および特定健診を 受診済および申込み済の方は、行き違い ですのでご了承ください。

←ここからゆっくりとはがしてご覧ください。



特定健診を受診しましょう

当組合では、糖尿病、高脂血症、高血圧などの「生活習慣病の予防」を目的として特定健診を実施しています。

受診期限が令和7年3月31日までと迫っ ております!

年度末は健診機関も混みあい、予約がなか なか取れない状況となることが予想されま すので、早めのご予約をお勧めいたします。

《ご案内は》

令和6年10月31日現在、令和6年度の健康診断を受診していない40歳以上(令和7年3月末現在)の被扶養者の方を対象に送付しています。

特定健診について	
費用	1,500円
主な 検査項目	質問票、身体計測、血圧測定、検尿、 理学的検査(身体診察)、血液検査 (距質検査、血糖検査、肝機能検査)

【特定健診受診までの流れ】

- 受診券をご用意ください。 受診券は、<u>令和6年6月</u>に ご自宅宛に送付しております。
 - ★受診券が無い場合は、 問合せ先までご連絡ください。



- 受診券ハガキに記載の契約建診(医療)機関から、希望する契約健診(医療)機関に直接 電話にて予約してください。
- 受診当日は「受診券」「健康保険証等」を持参して ください。

毎年、必ず受診して、

ご自身の健康状態をチェックしましょう!

当組合の契約健診(医療)機関以外で 特定健診を受診した方へ

パート先等で特定健診の検査項目を含む健康診断を 受けられた方は、「健診結果のコピー」と「特定健 診質問票※」を当組合へご提出くださいますよう ご協力お願いいたします。

※特定健診質問票は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

※ハガキはイメージです

特定健診「集合契約Aタイプ」について

特定健診「集合契約Aタイプ」は受診に必要な【受診券】を送付しておりますので、今回お送りしました ハガキの【特定健診受診までの流れ】に沿って、ご予約のうえ受診ください。

- ※自己負担額は1,500円(消費税込)です。
- ※受診券の有効期限は令和7年3月31日までとなります。
- ※再発行等の場合は、健康管理課までご連絡ください。

その他の健診として、生活習慣病予防健診(B、D 2 区分)、総合健診(日帰り人間ドック) もございますので、当組合ホームページでご確認ください。

また、パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した40歳以上の被扶養者の方は、「健康診断結果表」のコピーと、特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

